

## 特 集

## 地球温暖化問題と京都メカニズム

# 気候変動に関する国際交渉の現状と各国の取組 —京都メカニズムを中心として—

Overview of the Negotiation on Climate Change and the Actions Taken by Developed Countries

関 谷 毅 史\*

Takeshi Sekiya

## 1. はじめに

1997年12月、京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）での京都議定書採択によって、地球温暖化の防止に向けた取組は大きな転換点を迎えた。同議定書では、2008年から2012年の期間における先進各国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標が設定されるとともに、その達成のための補足的手段として、排出量取引等のいわゆる「京都メカニズム」の導入が決定された。これにより先進各国は、目標達成に向けて、京都メカニズムの活用を念頭に置きつつ、それぞれの国内政策措置の見直しや強化を実施又は検討しつつある。しかしながら、京都メカニズムをはじめとする議定書の詳細なルールは、COP3以降の国際交渉において依然議論されており、国際制度の具体的な姿はいまだ明らかではなく、本年11月に開催されるCOP6において最終合意が図られることが期待されている。

ここでは、1999年11月のCOP5における議論を含め、気候変動に関する国際交渉の現状を概観した後、我が国をはじめとする先進各国における取組・検討の状況を紹介することとした。

## 2. 国際交渉の現状

### 2.1 COP3以降COP5まで

COP3後の1998年6月、再開された国際交渉において、先進各国は、議定書の締結を促し実施に移すためには、京都メカニズム（排出量取引、クリーン開発メカニズム及び6条プロジェクト（いわゆる共同実施））のルール、議定書の遵守制度、吸収源活動の扱い等について早急に決定することが必要であるとした。一方、途上国は、枠組条約で規定された先進国の義務である

途上国への資金支援及び技術移転、途上国に与える気候変動の悪影響や温暖化対策の実施による影響への対処はいまだ不十分であり、これらの義務の一層の実施に関する議論を優先すべきと主張した。

1998年11月、アルゼンチン・ブエノスアイレスで開催されたCOP4においては、双方の主要関心事項について、COP6で合意を目指すこととした「ブエノスアイレス行動計画」が採択された。以後はこの行動計画に基づき、京都メカニズムのルール等の交渉事項ごとに、各国の提案、ワークショップの開催などがなされ合意を目指すこととなった。

### 2.2 COP5の概要

#### （1）全体の構造

1999年10月25日から11月5日まで開催されたCOP5は、多くの事項についての合意の目標となっているCOP6に向けての交渉の中間点という位置づけであったが、1) ドイツのシュレーダー首相の発言を皮切りに、我が国をはじめとする多くの国が2002年までの議定書発効の必要性を強く訴え、ブエノスアイレス行動計画の実施を閣僚レベルで再確認したこと、2) COP6前に、準備会合である補助機関会合を通常より1回多い2回開催するとともに、各種ワークショップ／会期間会合を開催することに合意し、COP6に向けた交渉の段取りが確定したことから、COP6の成功に向けた政治的気運を高め、交渉を加速するうえで重要な成果を上げたといえる。

また、京都メカニズム等の主要な交渉事項については、COP6までの作業計画の策定に加え、具体的な論点について途上国を含めた各国の意見交換が行われた。以下、主要な事項ごとにCOP5での議論を振り返る。

#### （2）京都メカニズム

各国が提案したルール案を1999年6月の補助機関会合前に補助機関議長がまとめた「議長統合ペーパー」が、その後の更なる各国提案を踏まえて改定されてCOP5前に提示されていた。COP5では、この「改定

\* 環境庁 地球環境部温暖化国際対策推進室専門官  
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

統合ペーパー」をもとに、今後このテキストを更に整理していくことを念頭に、各メカニズムごとに、各国提案の一致点や相違点を確認したのち、主な論点について意見交換が行われた。従来、EU加盟国及び一部のEU加盟希望国、日米加豪露等の非EU先進国、並びにG77／中国が、それぞれのグループごとにルール案を提案しているが、COP5では、特にクリーン開発メカニズム（CDM）について、従来G77／中国として一貫した原則論の主張に終始していた途上国側からも、個々の論点についてそれぞれの国の個別の立場を反映した発言がなされ始め、その関心と期待の高さが示された。

COP5以降の交渉の進め方については、以下の決定が採択された。まず、2000年1月末までに各国がルール案について追加提案を行う。これを踏まえて補助機関議長が「統合ペーパー」を更に改定し、今後の交渉のベースとすることとされた（交渉テキストの作成）。また、具体的な時期は未定ながらワークショップや会期間会合を開催することも合意された。

以下に各メカニズムごとの主要な論点について、COP5で表明された各国の意見をまとめた。

#### (a) CDM

資金供与の形態：G77／中国が、CDMの資金は従来のODAに対して追加的であるべきとしているのに対し、日本は、CDMの資金は主に民間から提供されるものとしつつも、議定書には資金の追加性に関する規定はなくODAを排除する理由はないと主張。

また、韓国や南米の一部の国が、途上国が資金を提供する事業についてもCDMの対象とすべきとしたのに対し、日本は、これはCDMの概念に合致せず、途上国におけるすべての温暖化対策がクレジットを生み出すことにより先進国の目標の意味自体を変質させかねないとして反対。

CDMとして適格な事業の種類：吸収源活動を含めることについて、日、米、イラン等は支持、ボリビア、メキシコ等は、「排出回避（emission avoidance）」事業として森林保全を認めるべきとした。一方、小島嶼国連合（AOSIS）は反対。

また、原子力発電を含めることについては、従来反対であったAOSISに加え、オーストリア、スウェーデン、インドネシア等が反対を表明。日米等は、事業のホスト国が、自国の持続可能な開発を推進する観点から個別に判断すべきであるとした。

#### (b) 共同実施

事業による排出削減効果の確認・審査：EUは、CDMにおいては、事業と利害関係を持たない運営機関が対象事業そのものや削減された排出量の認証を行うのと同様に、共同実施においても、独立機関（independent entities）を設け、事業の適格性や排出削減量の審査を行うべきとした。日本、ニュージーランド等は、共同実施はCDMと異なり、ともに排出枠を持った締約国間での事業であるため、投資国が獲得する排出枠の分だけホスト国は排出枠を移転することとなり、当事国間で追加性及び排出削減効果の確認を正しく行おうとするインセンティブが働くことから、各締約国に任せても環境保全上の効果は担保されるとした。なお、途上国はCDMと共同実施がともに生み出すクレジットの競争力の観点から、CDMと同等のルールを求めていた。

#### (c) 排出量取引

環境保全上の信頼性の確保：米国、加、日本、豪等は、各締約国が排出枠の移転・獲得を記録する登録簿（レジストリー）を管理するとともに、国別の正確な排出・吸収量目録（インベントリー）の作成・報告を行うことにより、取引の透明性の確保や不正な取引の防止が可能となり、排出量取引制度の下でも議定書の環境保全上の効果は担保される（従って、締約国が、レジストリーの管理及びインベントリーの作成・報告に関する義務を遵守していない場合、排出量取引への参加資格を失う）とした。スイスは、各年の実際の排出量と比較して余剰となった排出枠のみを取引できるものとすべきとした。

不遵守時の責任（liability）：排出量取引に基づき排出枠を売却した国が削減目標を遵守できなかった場合、その排出枠の移動を有効とするかどうか、誰がその責任を有するかといった売り手と買い手の間の責任の所在については、NZより売り手責任とするのが実行上簡便であり費用面でも優れているとの発言があった。EUは従来買い手責任又は買い手責任と売り手責任のハイブリッドのオプションを提示している。

CDM及び共同実施により獲得された排出枠の取引の是非（fungibility, tradability）：G77／中国は、各国の排出割当量（assigned amount）は過去の排出量に基づき割り当てられているが、CDM等による排出枠は今後の削減量に応じ与えられる点で異なり、3つのメカニズムは明確に区別すべきとした。これに対し米、日、加、豪等は、これらの排出枠は議定書上、獲得国の割当量に加えられるとされており、割当量の

取引をする上で区別する理由はない、したがって取引可能であるとした。また、仮に、対策による削減の裏付けのあるCERは、売り手国が不遵守に陥り買い手国に責任が及ぶとされた場合にも有効な枠である点で assigned amount の取引とは異なる点を持ちうることを指摘した。

#### (d) メカニズム共通の問題

**目標達成上メカニズムの利用に上限を設けるべきか(補足性) :** 排出量取引及びJIについては、各先進国が削減目標を達成する上で、国内行動に対して補足的でなければならないとの議定書上の規定がある。これを踏まえて、EUは、排出量取引等3つのメカニズムによる排出枠の獲得及び移転<sup>\*1</sup>に数量的上限を設けるべきであるとして、1999年6月に上限の算定式を提案した。この問題については、途上国も何らかの上限の検討が必要であるとしているが、日、米、加、豪、露等は、数量的上限の設定は、メカニズムの費用効果性を阻害すること、実施面でも困難（上限超過により目標達成に利用できない排出枠の特定、その枠の取扱等）があること、本件については、京都会議において、定性的な表現とすることで、他の交渉論点（削減目標、吸収源の扱い等）とパッケージで政治的に合意したものであり、数量的な上限についての合意は困難であること等を指摘し、反対している。なお、EUは現在の提案を交渉ポジションと位置づけており、上限の決め方については柔軟な対応を示唆しているが、何らかのルールが必要という点では柔軟性がないものと思われ、本件の決着はCOP6での政治判断に依らざるを得ないと思われる。

**適応措置の資金支援 :** CDMでは事業で生じた収益の一部（a share of the proceeds）を途上国における気候変動の悪影響への適応措置の資金を支援するために用いることが議定書で定められているが、G77／中国は、排出量取引や共同実施についても同様の規定を設けるよう主張している。これに対し先進各国は、排出量取引や共同実施ではそのような規定は議定書上になく、これらのメカニズムの費用効果性を阻害するとして反対している。

#### (3) 共同実施活動 (Activity Implemented Jointly, AIJ)

注1) 議定書の規定は、排出量取引等による排出枠の「獲得」についての補足性を定性的に求めたものといえるが、EUの提案は、排出枠の「移転」「獲得」の両面について、定量的な上限を設定しようとするものである。

AIJは、枠組条約上の共同実施（4条2項(a)）の具体的な方法として、COP1決定に基づき90年代の終わり（end of the present decade）までの間、先進国及び自発的に参加する途上国によるパイロットフェーズとして実施されているプロジェクトベースのメカニズムである。COP1決定に基づき、AIJパイロットフェーズでは排出削減量にクレジットは付与されない。現在までに130件近いAIJ事業が条約事務局に通報されている。

COP3以降の交渉では、パイロットフェーズの期限が近づいていることに加え、京都議定書においてCDM及び附属書I国間の共同実施が導入されたことから、1) AIJのスキーム自体の今後及び、2) 現在AIJのもとで行われている事業のCDM及び共同実施への移行の是非を主な論点として議論がなされてきた。

G77／中国が、これまで実施してきたAIJは地域的に偏在しており（アフリカ及びアジア太平洋で少ない）、更に継続して経験を積むべきであること、AIJと議定書上のメカニズムであるCDMや共同実施を結び付けるべきでないことを主張した。先進国側は、COP4でも、既に経験は十分であり、パイロットフェーズは終了すべきしてきたが、COP5では、EUが、パイロットフェーズを終了し、CDM及びJIの制度確立後に遡及的にクレジットを付与できる形でAIJを改めてスタートさせるべきと主張した。また、日、米等も、AIJの実施にインセンティブを与える観点から、遡及的なクレジット付与を支持した。途上国側はこれに強く反対し、結局、将来の決定を予断するものではないとの条件付きでパイロットフェーズを2000年以降も継続することが決定されたが、AIJのもとで行われている事業のCDM等での取扱については決定には盛り込まれなかった。後者については、CDM及び共同実施のルールが合意されるCOP6において更に議論されることとなろう。

#### (4) 吸収源活動（シンク）

森林等の吸収源の扱いは、議定書交渉における一大論点であった。最終的に議定書では、1) 1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少に限り、その純吸収量を2008年から2012年の排出割当量の計算に算入できること（議定書3条3項）、2) 農業土壤並びに土地利用変化及び林業分野におけるそれ以外の活動については更に検討を行い、議定書の締約国会合（COP／MoP）でその扱いを決定すること（同3条4項）が定められた。実際に各国が吸収源による温室効果ガ

スの除去量を算定するためには、上記3条4項により追加できる活動の範囲のほか、3条3項の植林、再植林等の活動の具体的な定義に合意しなければならない。また、共同実施において対象となる吸収源活動の範囲、CDMにおいて吸収源活動が対象となるのかについても、国際合意が必要な事項である。このため、IPCCが2000年5月までに吸収源に関する科学的知見を集めた特別報告書を作成することとされており、同報告書の内容を踏まえて、補助機関会合等で検討を行いCOP6で合意することを目指している。COP5ではCOP6までの意思決定の枠組みについて議論され、各補助機関会合での検討事項や、決定に先立ち各国が吸収源活動に関する国別のデータを提出することが合意された。

なお、IPCC特別報告書では、炭素固定の永続性等、共同実施やCDMでの吸収源活動の取扱の検討に深く関係する問題についても取り上げられる見込みであり、その完成が待たれる。

### 3. 各国の温室効果ガス削減に向けた取組

#### 3.1 我が国における取組

我が国では、2010年に向けて緊急に推進すべき地球温暖化対策を示すものとして、1998年6月に「地球温暖化対策推進大綱」が地球温暖化対策推進本部（本部長：内閣総理大臣）において決定された後、1999年4月には、国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」、自動車、家電等の省エネルギー基準の強化等を目的とした改正「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が施行されており、我が国に課せられた6%の削減目標の達成に向けて取組が始まっている。

こうした取組の中には京都メカニズムに関連するものも含まれているが、これらのメカニズムを活用するための国内制度については、議定書の早期締結のための総合的な国内担保法制度の検討の中で、COP6での合意を踏まえた形で構築される必要がある。ここでは、CDM及び共同実施とも深く関連する国際協力分野での我が国の取組の現状を取り上げる。

##### (1) 京都イニシアティブの推進

COP3において我が国が発表した温暖化対策に係る途上国支援プログラムである「京都イニシアティブ」のもとで、1) 省エネルギー・再生可能エネルギー等の分野での取組を支援するため、最優遇条件（金利0.75%，償還期間40年）での円借款案件をこれまでに22件を締結、2) JICA技術協力による地球温暖化関

連分野の研修等を通じ、1998年度だけで1100人以上の材育成を実施、3) 持続可能な森林経営の推進のため、専門家派遣、プロジェクト方式技術協力、無償資金協力等を実施。

##### (2) アジア太平洋地域における協力

この地域は、人口、経済成長のポテンシャルから見ても、今後の地球温暖化防止に向けた取組の成否の鍵を握る地域ということができる。我が国としてもこれを重視して、閣僚レベルの政策対話から環境・エネルギー関連技術の移転や情報・経験の交流の促進まで、幅広い施策を実施している。

##### (3) 温暖化対策国際協力プロジェクトのフィージビリティ調査

先進国間の共同実施、途上国とのCDMの積極的活用に向けて、途上国やロシア等においてプロジェクト発掘のための事業化調査を実施している。環境庁においては「温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査」を行っており、1999年度は地方公共団体、NGO等によるバイオマス利用、植林、メタン排出抑制等の8案件が実施中である（表1参照）。また、新エネルギー開発機構（NEDO）は通商産業省の補助を受けて「共同実施等推進基礎調査」を実施しており、1999年度は46件を実施している。

##### (4) AIJの推進

COP1においてAIJパイロットフェーズの実施が合意されたことを受けて、我が国は「AIJジャパンプログラム」を立ち上げ、これまでに日本政府として19件を同プログラムのもとで承認してきた。このうち中国、タイ及びベトナムの3件については相手国政府の承認も受けて、条約事務局に通報済みである。

#### 3.2 他の先進国の取組

##### (1) 米国

米国は1998年11月に政府として議定書に署名したものの、締結の権限を有する議会が、米国経済に悪影響を与えるおそれがあり主要な途上国が約束に参加しない議定書は受け入れない、との姿勢を依然有しており、京都議定書に関連する予算措置を一切認めないと強硬な態度をとっている。こうした中、政府は、連邦政府の建物でのエネルギー使用を2010年までに30%減少させる大統領令、2020年までに風力により5%の発電量を確保するイニシアティブ、照明、家電のエネルギー効率基準の強化等を発表しているほか、COP5では、2008年までに拘束力のある国内目標値及び国内排出量取引制度を策定し、これを米国の削減目標達成の

表1 平成11年度「温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査」採択案件

メタン、亜酸化窒素の排出抑制／バイオマス利用	財)オイスカ	廃棄物埋立処分地から発生するメタンガスを利用した木炭等製造とその有効利用調査	フィリピン (サン・マテオ 処分地)	メタン 二酸化炭素	廃棄物埋立処分地から発生するメタンガスを熱源として利用し、廃木材から木炭などを製造することによって、メタンガスの排出抑制による地球温暖化の防止を図るとともに、木炭による浸出水の処理等埋立処分地の改善などの多重効果を図るための調査を行う。
	財)九州環境管理協会	廃棄物最終処分場の準好気性埋立システムへの転換によるメタンガス排出削減調査	中国	メタン	中国では、有機質を大量に含む家庭ごみ等が嫌気状態で埋立処分され、埋立地でのメタンガスの発生が顕著となっていることから、準好気性埋立構造のシステムに転換することによるメタンガス発生量の削減効果を検証する。
植林	㈱関西総合環境センター	炭化を組み入れた持続的生産可能なCO <sub>2</sub> 固定植林事業の可能性調査	マレーシア (サラワク州)	二酸化炭素	在来種による天然林再生及び早成樹の産業植林によるパルプ等の生産、廃材、樹皮等の炭化による農林業の生産性向上、地域産業の活性化を図るとともに、炭を土壤や水系に用いて半永久的にCO <sub>2</sub> 固定化を図るための調査を行う。
	国際炭やき協力会	高生産型・環境保全型森林経営手法の確立のための調査及びパロット事業	インドネシア (西カリマンタン州ポンティアナック県)	二酸化炭素	経済性に重点をおいた多様な植生環境を作り上げ、市場の影響を最小化しつつ、土壤保全・炭素固定・土地の人口収容力強化を実現するために最適なモデル林を造成するための植物種の選定、移植種の選定、栽培技術の開発と技術の普及についての調査を行う。
	住友林業㈱	インドネシア東カリマンタン州における植林事業調査	インドネシア (東カリマンタン州)	二酸化炭素	短・中・長伐採樹種を組み合わせた植林によるCO <sub>2</sub> 固定量推定方法の確立を図るとともに、植林木の材質調査等製品としての炭素貯蔵量・期間の推定、立木のCO <sub>2</sub> 固定量及び製品の炭素貯蔵量を最大にする造林樹種の選定と育種の可能性調査を行う。
	地球緑化の会	タンザニアにおける白アリとの共生によるアグロフォレストリーブルのための調査	タンザニア (ドドマ市と近郊農村)	二酸化炭素	人口増加や過剰放牧等によって荒廃したタンザニア・ドドマ市及び近隣農村を持続可能に農業社会にすることを目的として、地力増進に役立つ益虫としての白アリと共生したアグロフォレストリーブル等植林の方策を探る。
	財)ひょうご環境創造協会	モンゴル森林再生計画支援事業調査	モンゴル	二酸化炭素	大規模な森林火災により失われた森林の再生計画を策定するため、モンゴルの気候・風土に調和した植林樹種選定、植林区域及び周辺での調査、植林試験調査等を実施するとともに、その温室効果ガスの吸収効果について検討する。
	特定非営利活動法人 緑の地球ネットワーク	中国黄土高原における緑化の可能性調査	中国 (山西省大同市)	二酸化炭素	砂漠化が深刻となっている黄土高原の緑化を推進し、CO <sub>2</sub> の吸収源の拡大を図るために、この周囲の植生、緑化の可能性のある樹種、地元農民に歓迎される植林の方法などについて調査する。

主要手段にしたいとの意向を表明した。ただ、現時点では政府として国内排出量取引制度の公式な検討は行われていない。

1998年以降の米国議会での動きとしては、一部の共和・民主両党議員による「早期削減法案」及びそれへの対抗と目される法案の提出が挙げられる。「早期削

減法案」は、温室効果ガスの自主的な削減を奨励するため、基準年からの削減量をクレジットとして認定し、将来何らかの規制が導入された場合にこれを利用できるとする内容であるが、将来の国内規制導入を予断するものではなく、また、京都議定書との関係は全くないとされている。これに対抗する形で提出されている

「エネルギー及び気候政策法案」は、2001年から10年間で20億ドルの温暖化関連技術の開発予算を確保すること等を内容とするものである。さらに、CO<sub>2</sub>を汚染物質と認識し、全米の総排出量を定めこれを超えない範囲での排出基準の設定を求める「クリーンエネルギー法案」も提出されている。これらの法案の行方が注目されるが、本年は大統領選及び議会選を控えており、また、議会内の議定書への反発が依然強いこと等から、これらの法案に関して早急な進展の可能性は高くないと思われる。

#### (2) EU

EUは、議定書に盛り込まれた「共同達成」条項(いわゆるバブル、数値目標を共同で達成することに議定書締結時に合意した附属書Ⅰ国は、これらの国の総排出量が各締約国の排出割当量の合計を上回らない限り、各国の目標達成の有無に依らず、目標を達成したとみなされる制度。)を導入することとしており、1998年6月、加盟15カ国間での排出割当量の再配分に合意した。その一方、域内政策措置の協調の柱として追求してきたエネルギー税制の調和については合意に達することができず、各国ごとの対応にとどまっている。

議定書の目標達成に向けた動きとしては、1999年5月、欧州委員会がコミュニケーションペーパーを発表し、その中で2005年までを目途に試行的な域内排出量取引スキームを策定すべく、2000年中にグリーンペーパーを作成して広範な協議を行うことを表明したほか、乗用車の燃費に関して欧州のみならず日本及び韓国の自動車工業会との間でも見られるように、特に議定書3条2項で求められている「2005年までの顕著な前進」を目指して、産業セクターとの環境協定の締結を奨励している。

#### (3) 英国

EUの「共同達成」合意によれば1990年比12.5%減を実行することとなるが、政府は2010年までにCO<sub>2</sub>を20%減少させることを目標としている。これまでのところ英の排出削減は、主にエネルギー市場の自由化に伴う石炭から天然ガス等への燃料転換によるところが大きいが、上記目標の達成のための戦略検討を進める中で、1999年3月、産業によるエネルギー使用の効率化と企業の社会保険料負担軽減等を目指す「気候変動税(Climate Change Levy)」を2001年4月から導入すると発表した。0.15ペンス/kWhの燃料課税と0.60ペンス/kWhの電力課税により2010年までに年

150万炭素トンの削減を見込んでいるが、政府と産業セクター間でCO<sub>2</sub>排出量又は排出原単位ベースでの目標値を協定により合意した場合<sup>2)</sup>には同税の減税を認める措置により更なる削減の上積みが可能である。

さらに、国内排出量取引制度の検討も行われており、1999年10月には、気候変動税の減税措置と関連づけた官民共同検討チームによる制度案が提案された。それによれば、上記の協定を排出量の絶対値ベースで結んだ企業に対しては、その目標値分の排出枠を無償で初期割り当てして取引を認め、原単位ベースでの協定を結んだ企業については、実際の原単位が目標値を下回った場合には目標値との差×活動量分だけの売却を認め、上回った場合には購入を課す。また、減税措置とは無関係に企業が自主的に無償割り当てを受けて参加したり、対策プロジェクトによる削減量に応じたクレジットを取引することも認めるとされている。政府は本提案を踏まえて2001年4月からの導入を目指して制度設計を行っていくとしている。

なお、政府は、これらの検討状況も踏まえ、目標達成のための戦略を定める新「気候変動計画」の2000年中頃の策定を目指しており、98年10月に公表した同計画のためのコンサルテーションペーパーに寄せられた意見を踏まえたドラフトをまもなく公表する予定である。

#### (4) デンマーク

EU内での「共同達成」合意では21%の削減を行うこととされた。電力部門からの排出量が全体のCO<sub>2</sub>排出の約4割を占める同国では、電力会社及び地域熱電供給会社を対象とした排出量割当及び取引制度に係る法律が1999年7月に成立した。同法では2000年から2003年の各年の電力業界全体の割当量を明記しており、個別事業者への割当は前年の7月までに政府が割り当てるとしている。

#### (5) その他

国内排出量取引制度についていえば、ノルウェー、カナダ、オーストラリア等において、政府又は政府も関与した専門家グループにおいて制度案の検討が行われれている。

### 4. 今後の展望と課題

京都議定書の採択から丸2年を経た今、気候変動に

注2) 1999年12月、セメント、鉄鋼等の10業種について基本合意が成立し、2010年には年250万炭素トンの削減を達成する代わりに約80%の減税となる見込み。

関する国際交渉は、正に議定書を実施に移す見通しが得られるか否かの大きな山場にさしかかっている。事実上の交渉期限であるCOP6が迫る中、交渉参加国の積極的なインプットと建設的な交渉態度なくしては、残された時間で国際合意を得ることは到底困難である。加えて、COP6までの間の交渉の進展を促すとともに、政治的問題となっている事項について最終的に決着させるためには、政治レベルからのガイダンスが極めて重要であり、COP5又はCOP6の議長による非公式なハイレベル会合の開催が期待される。いずれにしても、我が国としては、京都議定書の2002年までの発効を最優先に考え、COP6での合意により各国による議定書の締結が促進されるよう、今後の交渉にあたっても、積極的な提案を行うことはもとより、先進国間や途上国との間での合意促進のための橋渡しを行っていく必要があると考える。

一方、議定書による目標達成のための政策措置の検討も、各国において今後一層本格化するものと思われる。削減目標は、各国が国情に応じそれぞれ定める政策措置によって達成されるべきものであるが、上に述べたような最近の各国の動きから特に注目されるのは国内排出量取引とエネルギー税制であろう。また、政策措置については、先進各国が国別又は共通の政策措置の効果を高めるために協力すること、及び協力を促進する方法を検討することが議定書求められており、2000年4月には政策措置の優良事例（ベストプラクティス）に関するワークショップが開催され、各國の取組の情報交流及び政策措置の評価手法に関する議論が行われる予定である。我が国としてはこうした様々な動きも踏まえつつ、我が国として6%の目標を達成する総合的な法制度、つまり議定書の担保法の検討を行っていく必要がある。

### 共催行事ごあんない

## 「第38回原子力総合シンポジウム」について

〔主調テーマ〕「21世紀における人類・社会の直面する諸問題と原子力の新たな取り組み  
－臨海事故の反省と未来への展望－」

〔日 時〕2000年5月11日(木)～12日(金)

〔会 場〕千代田区立内幸町ホール（千代田区内幸町1-5-1）

〔特別講演〕

\* 5月11日(木)「人類の直面する大問題を考える」

1. 「技術と人間に関する哲学的考察」 東京大学名誉教授 今道友信

2. 「科学の進歩の中での新しい工学のとらえ方」 日本学術会議会長 吉川弘之

対談「技術と人間のあり方と将来」 今道友信、吉川弘之

※他に、一般講演、パネルディスカッションを下記テーマで実施。

A会場（11日）「21世紀に生きる」

B会場（12日）「ウラン燃料加工施設臨海事故の反省と今後の対応」

「革新的概念及び技術の新たな取り組み」

〔参加費および参加登録（当日受付で申し受けます）〕

共催学協会会員 4,000円、一般 5,000円

〔問い合わせ先〕

「原子力総合シンポジウム運営委員会」事務局

〒105-0004 東京都港区新橋1-1-13 東新ビル6F (社)日本原子力学会内

Tel 03-3508-1261, Fax 03-3581-6128

E-mail : atom@aesj.or.jp